南越前町

第３次障害者計画および

第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画

平成 30 年 3 月

南越前町

ごあいさつ

町民の皆様には、日頃から町政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この度、本町では、「南越前町　第３次障害者計画および第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」を策定いたしました。

近年、障害者をとりまく法制度は、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」および「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定等、日進月歩で変化しています。また、「児童福祉法」の改正により、市町村において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本計画では、このような社会的な背景を踏まえつつ、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向を把握するとともに、策定委員会の場で頂戴した貴重な御意見を踏まえ、「第３次障害者計画」においては６年間の障害者施策の方針を、「第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」では３年間のサービスの提供体制の方針を示しました。

本町では、本計画に掲げた施策・サービスの充実を進め、基本目標である「障害がある・ないに関わらず　地域の中で想い合い・支え合い　いつまでも安心して暮らせるまち」を目指します。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして御尽力を賜りました南越前町障害者計画等策定委員の皆様をはじめ、さまざまな方面から御協力をいただきました関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成３０年３月

南越前町長　岩 倉 光 弘

もくじ

第１章　計画の基本的な考え方 1
１　計画策定の背景と趣旨 1
２　計画の位置づけ 2
３　計画の期間 3
４　計画の策定体制 3

第２章　南越前町の概況 4
１　障害者の状況 4
２　障害者・障害児アンケート 8
３　事業者アンケート 22

第３章　計画の基本目標 23
１　基本目標 23
２　施策の柱 24
３　施策体系 25

第４章　具体的施策内容 26
施策の柱１　想い合い・支え合いの心を育む 26
施策の柱２　地域での活躍を促す 29
施策の柱３　一人ひとりの輝く未来を開く 32
施策の柱４　本人とその家族の健康と生活を守る 35
施策の柱５　安心・安全な環境を創る 40

第５章　障害福祉計画・障害児福祉計画の目標値 43
１　本計画で定める障害福祉サービス等の体系図 43
２　障害福祉サービス等の成果目標 44

第６章　推進体制 61
１　町民・事業者・地域等との協働の推進 61
２　個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援の実施 61
３　計画の達成状況の点検および評価 61

資料編 62
１　策定経過 62
２　南越前町障害者計画等策定委員会設置要綱 63
３　南越前町障害者計画等策定委員名簿 64

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景と趣旨

本町では、平成 23 年度に「第２次南越前町障害者計画および第３期南越前町障害福祉計画」を策定、平成 26 年度には「第４期南越前町障害福祉計画」を策定し、「ともにふれあい　ともに支え合うまち　南越前町」を基本目標として、障害のある人もない人もすべての住民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障害のある人が人権を尊重され自立して社会参加する「完全参加と平等社会」の実現を目指し、施策の推進に取り組んできました。

国においても、障害者差別解消法[1]の施行や障害者総合支援法[2]・児童福祉法の改正など、障害のある人や、障害福祉をとりまく社会環境や支援体制は充実し続けています。

しかし、障害のある人とその家族を支え、地域の中で暮らし続けることができる環境は、未だ十分とは言えません。適切なサービスの提供、本人の居場所や就労等の機会づくり、本人と家族援護者の高齢化の問題など、町として取り組まなければならない課題は数多く残されています。

平成 23 年度に策定した「第２次南越前町障害者計画」、平成 26 年度に策定した「第４期南越前町障害福祉計画」が平成 29 年度で満期を迎えたことに加え、児童福祉法の改正により「障害児福祉計画」の策定が新たに求められていることから、本計画のとおり「南越前町第３次障害者計画および第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」を策定しました。

[1] 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
[2] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

2　計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第３項の規定に基づく「第３次障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第１項の規定に基づく「第５期障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第１項の規定に基づく「第１期障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

本計画は、「第２次南越前町総合計画」を最上位計画として位置づけるとともに、「南越前町地域福祉推進計画」を上位計画としています。「南越前町高齢者福祉計画および第７期介護保険事業計画」や「南越前町子ども・子育て支援事業計画」などの個別分野計画との整合性を図り、各サービスや施策を推進していきます。

図表 1　計画の位置づけ

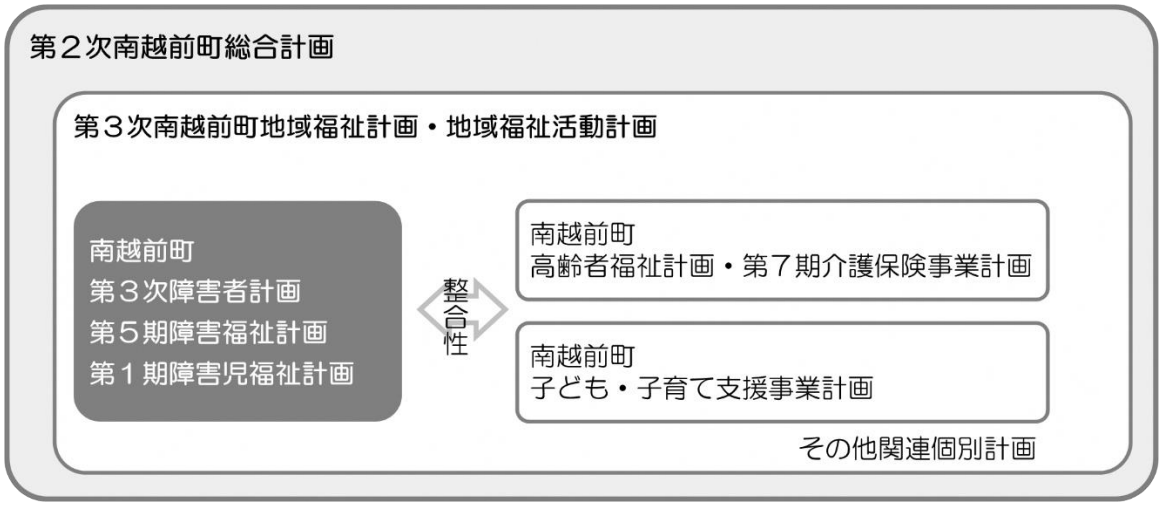

３　計画の期間

本計画は、平成 30 年度を初年度とした計画です。「第３次障害者計画」は平成 35 年度、「第５期障害福祉計画」及び「第１期障害児福祉計画」は平成 32 年度までを計画期間としています。

図表 2 計画の期間

	平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	平成32年度（2020）	平成33年度（2021）	平成34年度（2022）	平成35年度（2023）
第３次障害者計画	→	→	→	→	→	→ 見直し
第５期障害福祉計画	→	→	→ 見直し	⇢	⇢	⇢
第１期障害児福祉計画	→	→	→ 見直し	⇢	⇢	⇢

４　計画の策定体制

本計画は、障害のある本人や障害のある子どもの保護者へのアンケート、自立支援協議会での意見交換等により、当事者意見を反映できる策定体制のもと、内容の検討を行いました。

それぞれの結果や意見については、以下のとおり各計画の内容検討の基礎資料として活用・反映しました。

図表 3 計画の策定体制と、施策･計画への反映の考え方

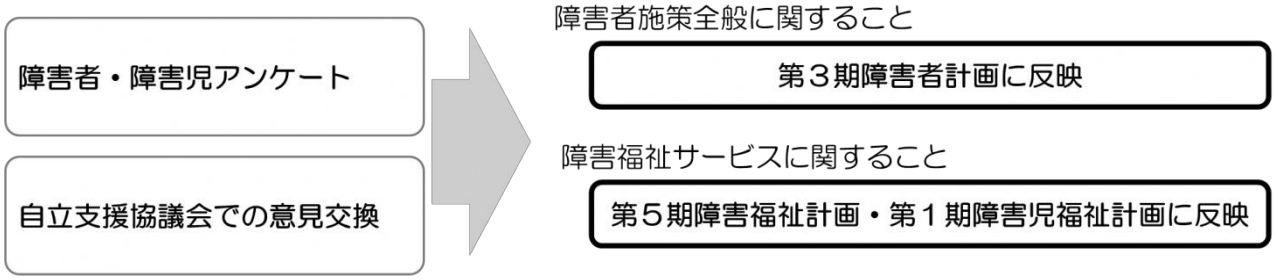

第2章 南越前町の概況

1　障害者の状況

（1）人口の推移

本町の人口は平成 26 年以降減少を続けており、平成 29 年では 10,956 人となっています。年齢３区分別でみると、年少人口（14 歳以下）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向となっています。

図表 4　人口の推移

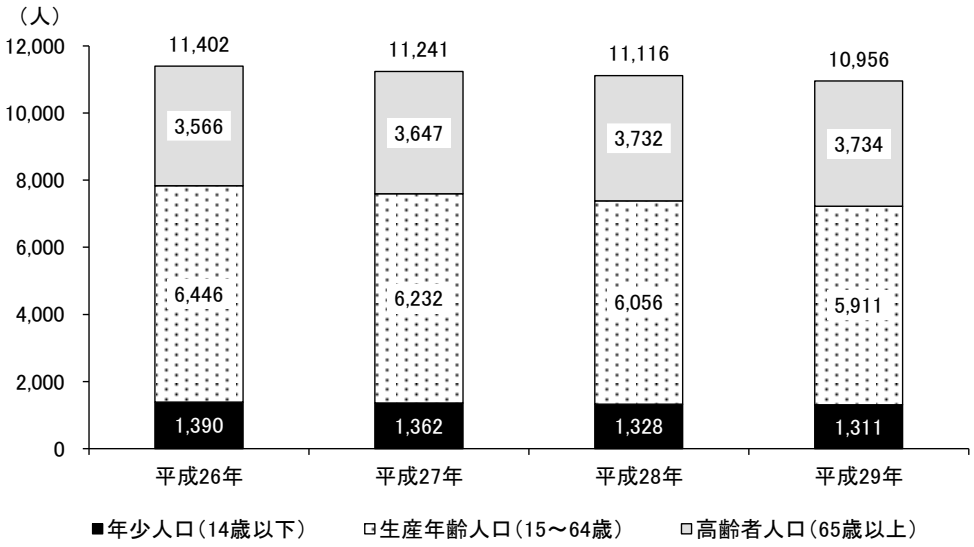

資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

（２）障害別人数と手帳所持率の推移

本町における総人口に占める平成 28 年度の障害者手帳所持者は 767 人、手帳所持率は 7.0%で、平成 26 年度以降ほぼ横ばいとなっています。障害別でみると、身体障害者は減少傾向、精神障害者は増加傾向となっています。

図表 5 障害別人数と手帳所持率の推移

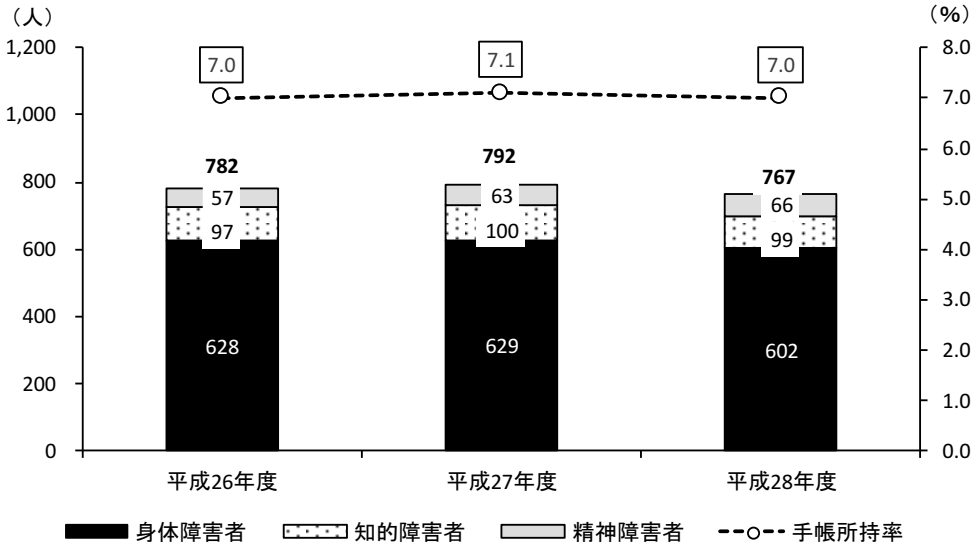

資料：保健福祉課（各年度3月31日時点）

（３）障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移

平成 28 年度における障害の等級別身体障害者手帳所持者数をみると、３級が 167 人で最も多く、次いで１級（149 人）、４級（136 人）となっています。また、１級～３級の所持者が全体の約６割を占めています。

図表 6 障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移

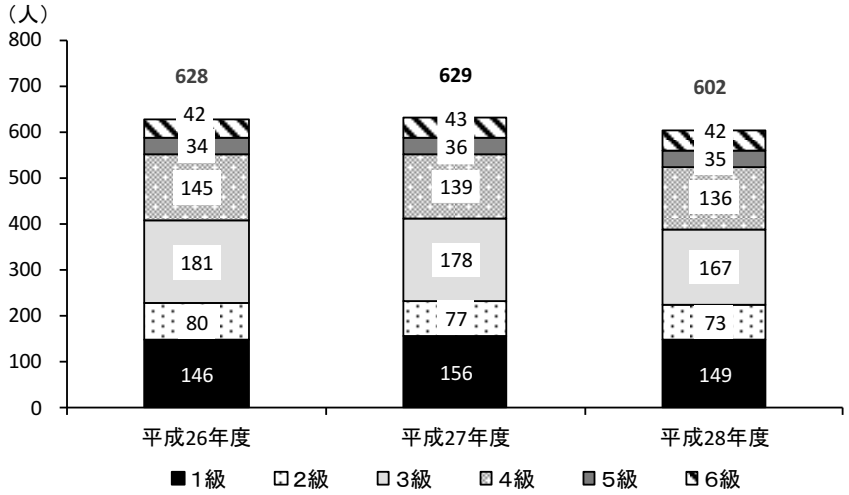

資料：保健福祉課（各年度3月31日時点）

（4）障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

平成 28 年度の身体障害者手帳所持者を障害の種類別でみると、「肢体不自由」が 356 人と最も多く、身体障害者全体の約６割（59.1％）を占めています。次いで「内部障害」が 160 人、「聴覚・平衡機能障害」が 51 人、「視覚障害」が 32 人、「音声・言語そしゃく機能障害」が３人となっています。

図表 7 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

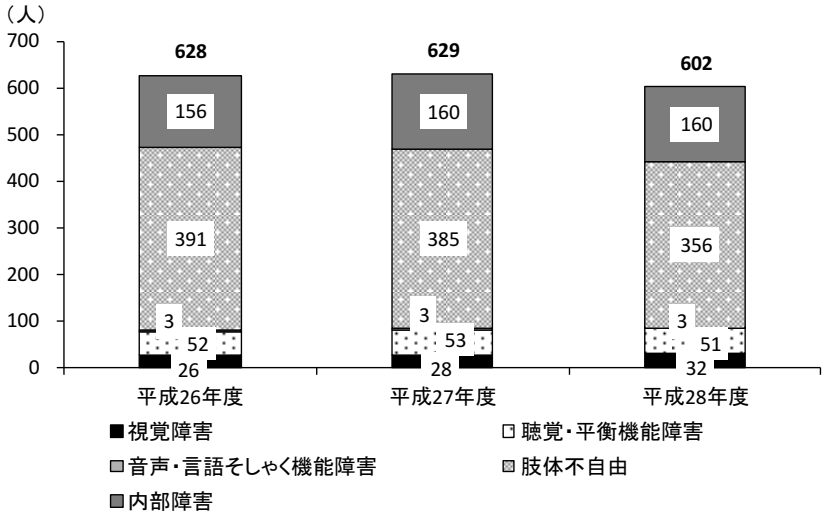

資料：保健福祉課（各年度3月31日時点）

（５）障害の等級別療育手帳所持者数の推移

平成 28 年度の等級別療育手帳所持者をみると、「A1　最重度」が 35 人と最も多く、次いで「B2　軽度」（33 人）、「B1　中度」（27 人）、「A2　重度」（4 人）となっています。

図表 8 障害の等級別療育手帳所持者数の推移

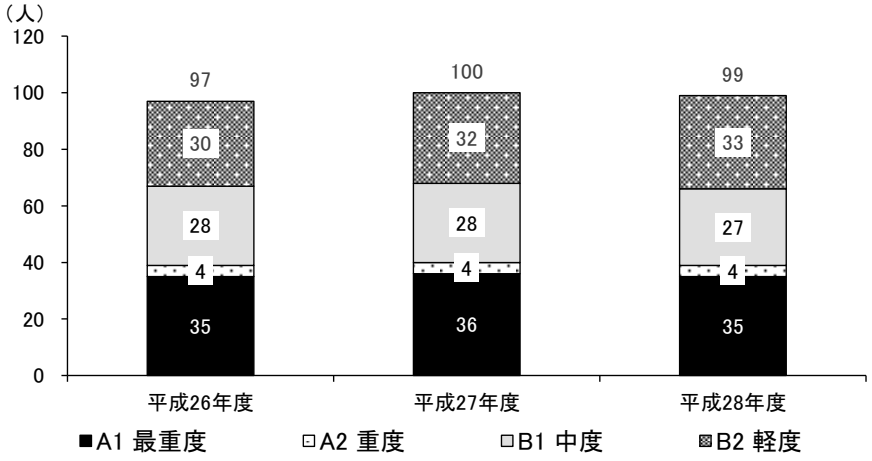

資料：保健福祉課（各年度3月31日時点）

（６）障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 28 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、「２級」が 45 人と最も多く、次いで「３級」（14 人）、「１級」（７人）となっています。

図表 9 障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

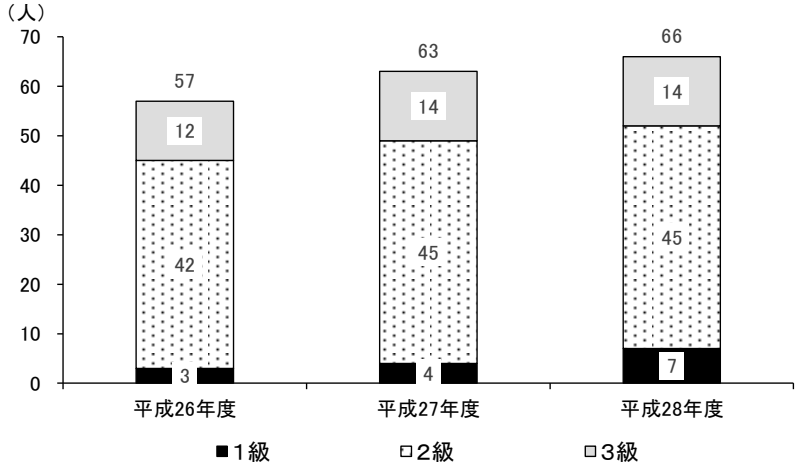

資料：保健福祉課（各年度3月31日時点）

2　障害者・障害児アンケート

（1）調査概要

福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、第３次障害者計画および第５期障害福祉計画の策定や、施策推進に役立てることを目的として実施しました。

●調査対象者

- 障害者：本町の障害に関する手帳をお持ちの方
- 障害児：本町の障害に関する手帳をお持ちの方で 18 歳未満の方

●調査期間

- 平成 29 年９月

●調査方法

- 郵送配布、郵送回収

●調査票の回収状況

	標本数（件）	有効回収数（件）	回収率（%）
障害者	740	389	52.6
障害児	13	8	61.5

（２）主要調査結果

１　障害者

アンケート回答者の年齢は「80 歳代」が 30.1％と最も多くなっています。

図表 10 回答者の年齢【障害者】

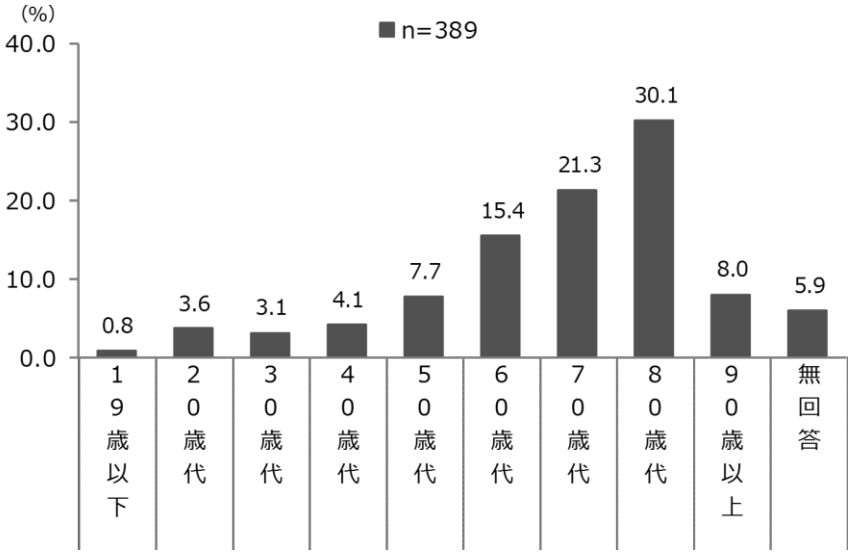

身体障害者手帳について、「１級」から「６級」を合計した“身体障害者手帳所持者”は 82.6％となっています。内訳としては「３級」が 25.2％で最も多く、次いで「１級」（20.3％）、「４級（14.7％）」となっています。

図表 11 身体障害者手帳の所持者【障害者】

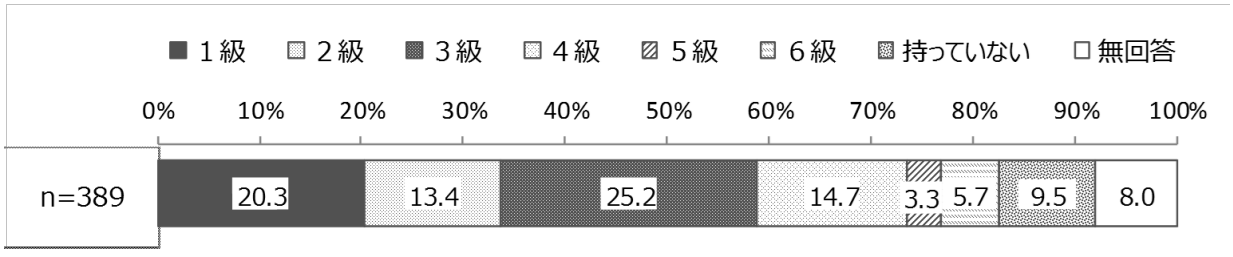

療育手帳の有無について、「A（最重度・重度）」から「B２（軽度）」を合計した療育手帳所持者は 14.7%で、内訳としては「A（最重度・重度）」が 6.2%で最も多くなっています。その他、「持っていない」と回答した 62.0%は、他の障害者手帳保持者となっています。

図表 12 療育手帳の所持者【障害者】

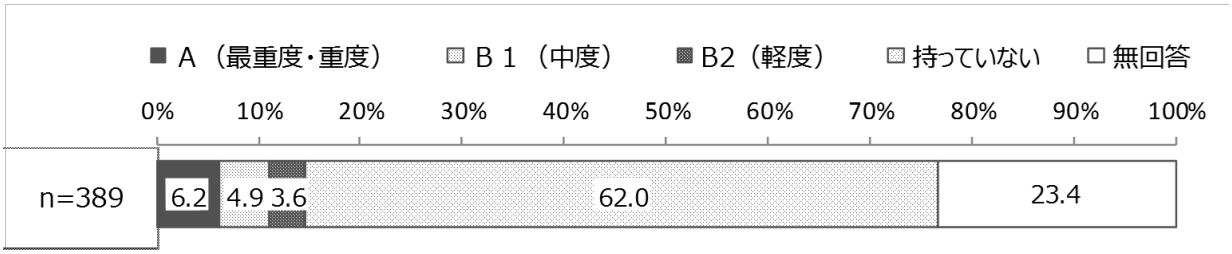

精神障害者保健福祉手帳の有無について、「１級」から「３級」を合計した“精神障害者保健福祉手帳所持者”は 9.6%で、内訳としては「２級」が 5.4%で最も多くなっています。その他、「持っていない」と回答した 70.4%は、他の障害者手帳保持者となっています。

図表 13 精神障害者保健福祉手帳の所持者【障害者】

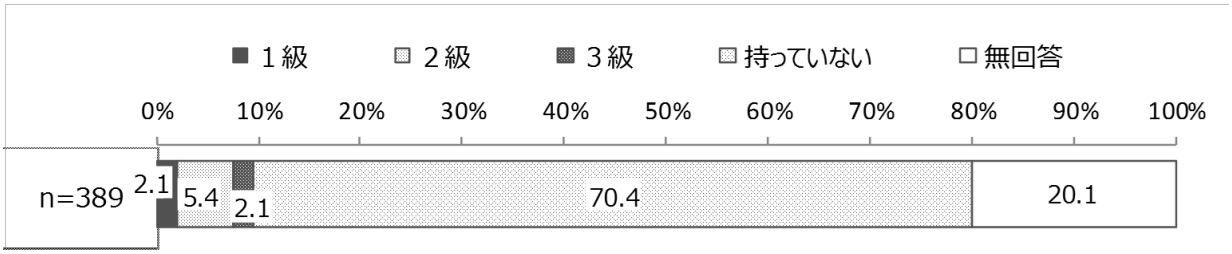

地域で生活するために必要なことについて、「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」が 47.3%で最も多く、次いで「在宅で医療ケアが受けられること」（43.2%）、「生活費の負担が軽減されること」（39.3%）、「福祉サービスの利用者負担費用が軽減されること」（39.1%）となっています。

図表 14 地域で生活するために必要なこと【障害者】

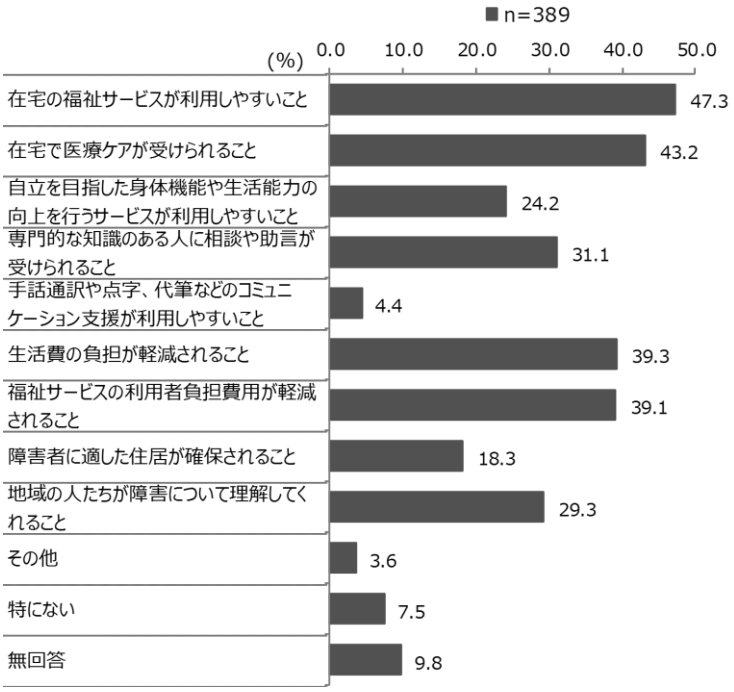

外出時の困りごとについて、「道路や駅に階段や段差が多い」が 31.9%で最も多く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」（28.1%）、「電車やバスの乗り降りが難しい」（18.4%）となっています。

図表 15 外出時の困りごと【障害者】

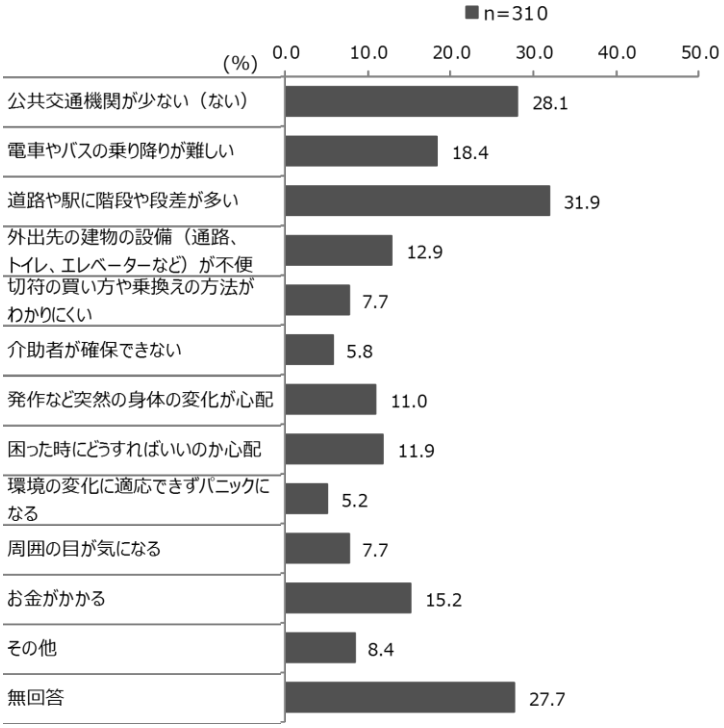

平日日中の過ごし方について、「自宅で過ごしている」が 34.4%で３割以上となっています。次いで「家事をしている・家事を手伝っている」（19.5%）、「入所している施設や病院などで過ごしている」（12.6%）となっています。

図表 16 平日日中の過ごし方【障害者】

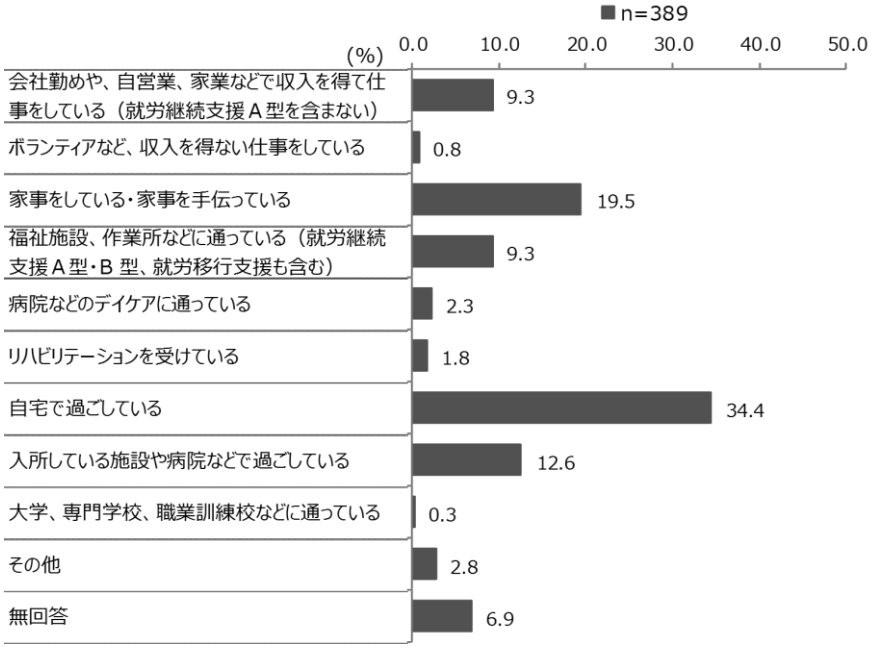

現在、収入のある仕事をしていない人を対象に、今後、収入を得る仕事をしたいかどうかについて聞いたところ、「したい」が 18.7%、「したくない」が 48.2%で、就労意向の無い人が半数近くとなっています。

図表 17 就労意向【障害者】

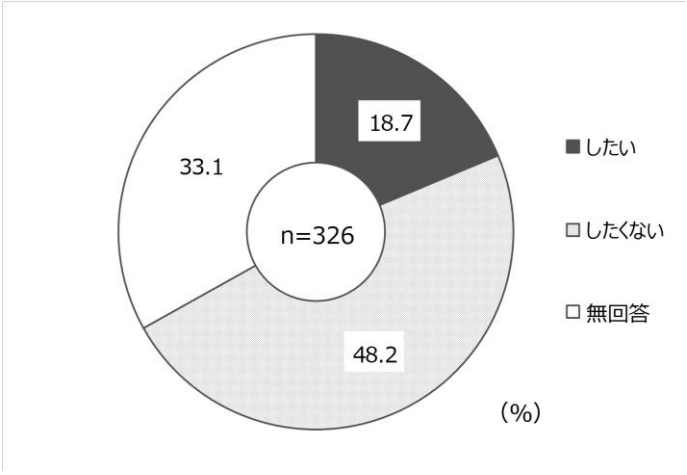

障害福祉サービスの認知度および利用状況について、知っているサービスは「居宅介護」が 41.6%で最も多く、次いで「重度訪問介護」（31.9%）、「短期入所（ショートステイ）」（30.6%）、「訪問介護・訪問リハビリ・往診」（29.3%）となっています。

利用しているサービスは「施設入所支援」が 6.4%で最も多く、次いで「生活介護」「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」（6.2%）となっています。

図表 18 障害福祉サービスの認知度および利用状況【障害者】

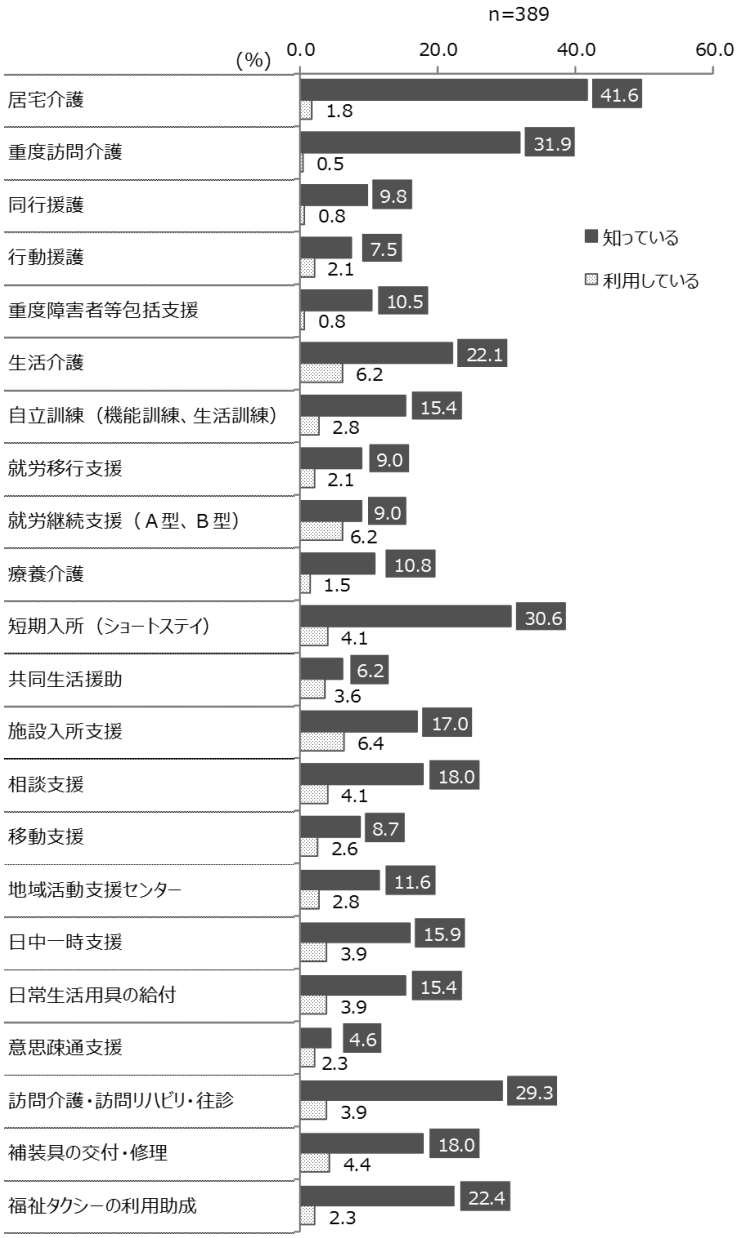

今後利用したいサービスについて、「日常生活を支援する用具（杖、車いす、ストマ用装具など）を提供するサービス」が 21.6%で最も多く、次いで「介護者の病気などの際、一時的に施設などで短期間入所するサービス」（20.6%）、「施設などに入所し、常に日常生活の支援を行うサービス」（18.0%）となっています。

図表 19 今後利用したいサービス【障害者】

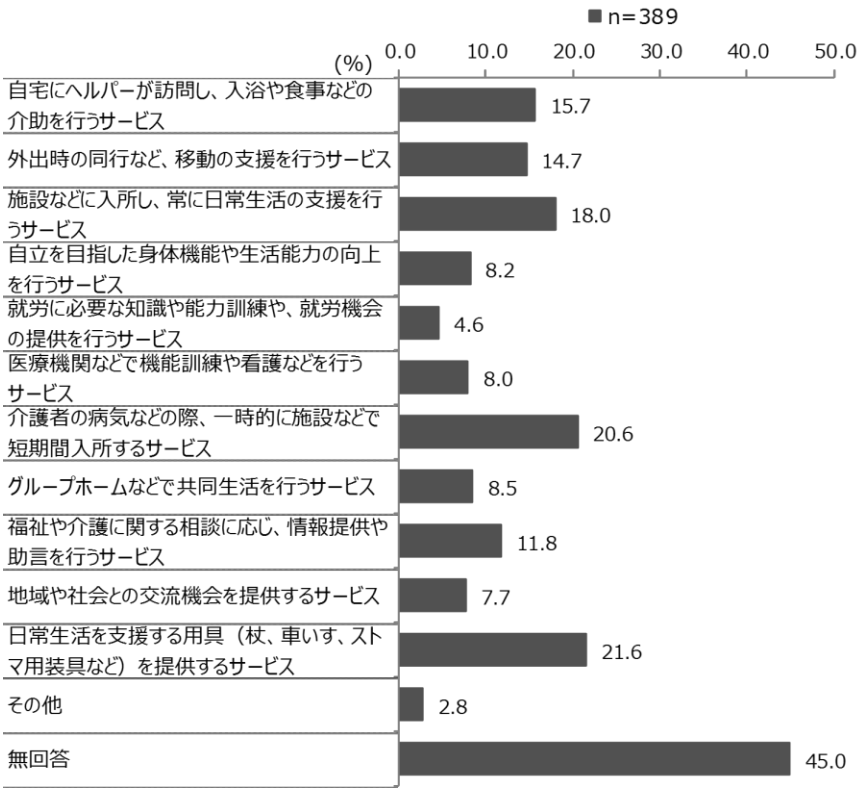

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことについて、「よくある」（5.1%）と「少しある」（10.8%）を合計した“ある”と回答した人は 15.9%となっています。また、「ほとんどない」（26.0%）と「ない」（34.2%）を合計した“ない”と回答した人は 60.2%となっています。

図表 20　差別を受けたり嫌な思いをする(した)こと【障害者】

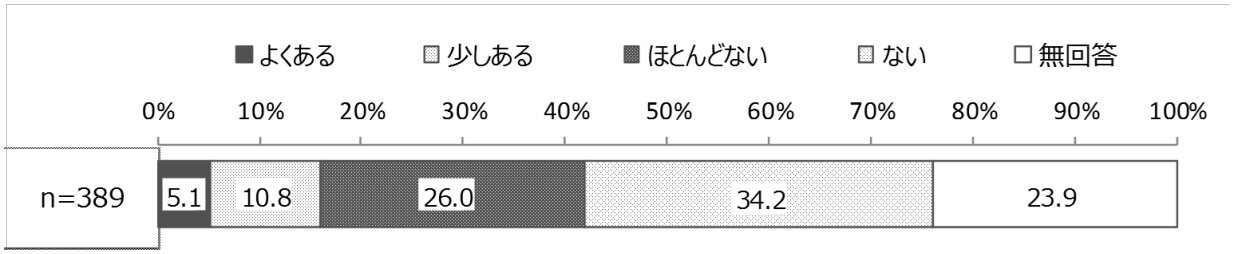

差別や嫌な思いをしたことがある人を対象に、どのような場面でそのような思いをしたかを聞いたところ、「買い物やレジャーなどの外出先」が 35.5%で最も多く、次いで「職場」「住んでいる地域」（33.9%）、「仕事を探すとき」（29.0%）となっています。

図表 21　差別を受けたり嫌な思いをした場面【障害者】

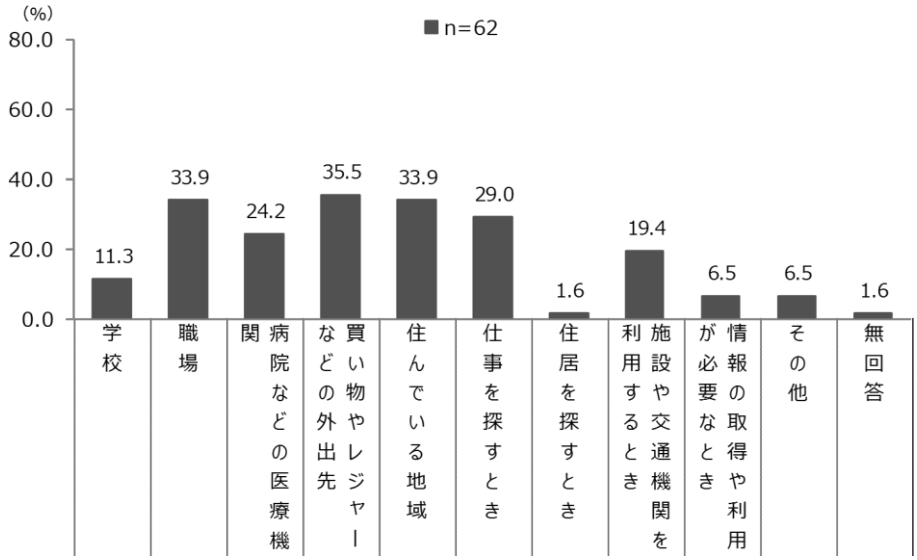

福祉避難所について、「知っている」が 31.4%、「知らない」が 49.9%となっており、約５割の人が福祉避難所を知らないと回答しています。

図表 22 お住まいの福祉避難所【障害者】

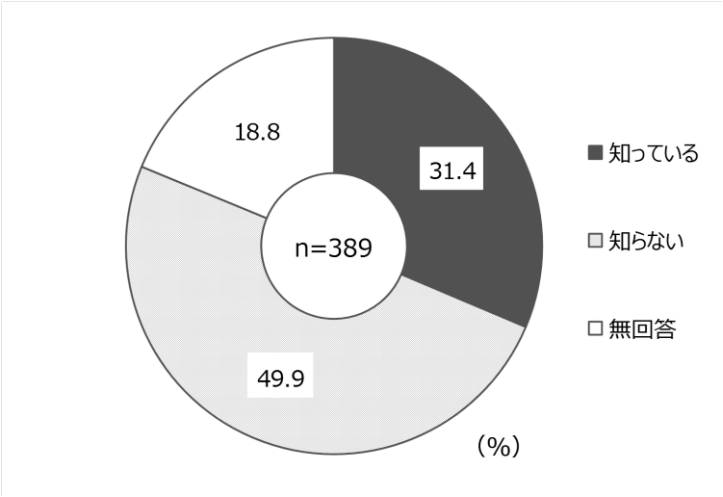

災害に対して不安に思うことについて、「迅速に非難することができない」「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 44.0%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」（41.6%）となっています。

図表 23 災害に対して不安に思うこと【障害者】

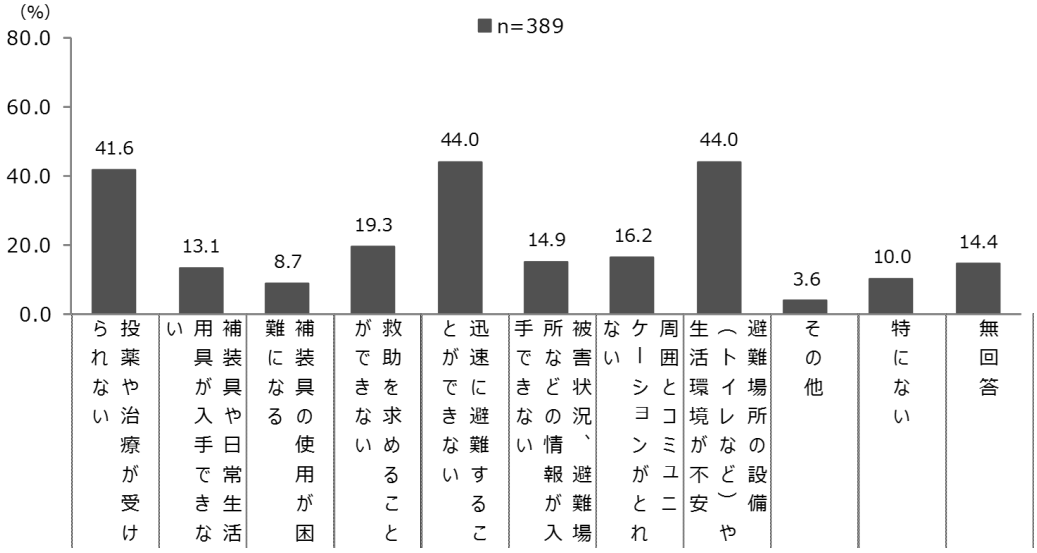

２　障害児

身体障害者手帳の有無について、「１級」「２級」「３級」がそれぞれ１件となっています。

図表 24　身体障害者手帳の有無【障害児】

上段:件　下段:％

全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っていない
8	1	1	1	－	－	－	5
100.0	12.5	12.5	12.5	－	－	－	62.5

療育手帳の有無について、「Ｂ２（軽度）」２件、「Ａ（最重度・重度）」「Ｂ１（中度）」それぞれ１件となっています。

図表 25　療育手帳の有無【障害児】

上段:件　下段:％

全体	A（最重度・重度）	B1（中度）	B2（軽度）	持っていない
8	1	1	2	4
100.0	12.5	12.5	25.0	50.0

精神障害者保健福祉手帳の有無について、「３級」１件となっています。

図表 26　精神障害者保健福祉手帳の有無【障害児】

上段:件　下段:％

全体	1級	2級	3級	持っていない	無回答
8	－	－	1	6	1
100.0	－	－	12.5	75.0	12.5

外出する時に困ることについて、「電車やバスの乗り降りが難しい」「困った時にどうすればいいのか心配」「環境の変化に適応できずパニックになる」「周囲の目が気になる」「お金がかかる」がそれぞれ２件、「公共交通機関が少ない（ない）」「外出先の建物の設備（トイレ、エレベーターなど）が不便」「切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい」がそれぞれ１件となっています。

図表 27 外出する時に困ること【障害児】

上段：件　下段：%

全体	公共交通機関が少ない（ない）	電車やバスの乗り降りが難しい	道路や駅に階段や段差が多い	外出先の建物の設備（通路、トイレ、エレベーターなど）が不便	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	介助者が確保できない	発作など突然の身体の変化が心配
8	1	2	－	1	1	－	－
100.0	12.5	25.0	－	12.5	12.5	－	－

困った時にどうすればいいのか心配	環境の変化に適応できずパニックになる	周囲の目が気になる	お金がかかる	その他	無回答
2	2	2	2	1	2
25.0	25.0	25.0	25.0	12.5	25.0

知っているサービスと現在利用しているサービスについて、知っているサービスは「放課後等デイサービス」が７件、「児童発達支援」「訪問介護・訪問リハビリ・往診」「補装具の交付・修理」がそれぞれ５件となっています。

現在利用しているサービスは、「放課後等デイサービス」「補装具の交付・修理」がそれぞれ３件、「保育所等訪問支援」「相談支援」「日常生活用具の給付」がそれぞれ１件となっています。

図表 28　知っているサービス・利用しているサービス【障害児】

上段：件　下段：%

	全体	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	福祉型児童入所支援
知っている	8	5	7	4	1	1
	100.0	62.5	87.5	50.0	12.5	12.5
利用している	8	－	3	1	－	－
	100.0	－	37.5	12.5	－	－

	医療型児童入所支援	居宅介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	短期入所（ショートステイ）
知っている	－	4	1	1	－	7
	－	50.0	12.5	12.5	－	87.5
利用している	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－

	共同生活援助	施設入所支援	相談支援	移動支援	地域活動支援センター	日中一時支援
知っている	－	1	4	1	2	1
	－	12.5	50.0	12.5	25.0	12.5
利用している	－	－	1	－	－	－
	－	－	12.5	－	－	－

	日常生活用具の給付	意思疎通支援	訪問介護・訪問リハビリ・往診	補装具の交付・修理	福祉タクシーの利用助成	無回答
知っている	1	1	5	5	4	－
	12.5	12.5	62.5	62.5	50.0	－
利用している	1	－	－	3	－	3
	12.5	－	－	37.5	－	37.5

今後利用したいサービスについて、「就労に必要な知識や能力訓練や、就労機会の提供を行うサービス」が５件、「特別支援学級等、学校生活を支援するサービス」「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービス」が４件となっています。

図表 29 今後利用したいサービス【障害児】

上段：件　下段：%

全体	保育所等における障害児への支援を行うサービス	特別支援学級等、学校生活を支援するサービス	学校授業終了後などに児童を預かり、機能訓練や社会交流支援を行うサービス	自宅にヘルパーが訪問し、入浴や食事などの介助を行うサービス	外出時の同行など、移動の支援を行うサービス
8	－	4	3	－	1
100.0	－	50.0	37.5	－	12.5
	自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービス	就労に必要な知識や能力訓練や、就労機会の提供を行うサービス	医療機関などで機能訓練や看護などを行うサービス	介護者の病気などの際、一時的に施設などで短期間入所するサービス	グループホームなどで共同生活を行うサービス
	4	5	－	2	－
	50.0	62.5	－	25.0	－
	福祉や介護に関する相談に応じ、情報提供や助言を行うサービス	地域や社会との交流機会を提供するサービス	日常生活を支援する用具（オムツや車いすなど）を提供するサービス	その他	無回答
	2	1	2	－	1
	25.0	12.5	25.0	－	12.5

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことについて、「少しある」が５件、「よくある」が２件となっています。一方で「ない」が１件、「ほとんどない」が０件となっています。

図表 30 差別や嫌な思いをする(した)こと【障害児】

上段：件　下段：%

全体	よくある	少しある	ほとんどない	ない
8	2	5	－	1
100.0	25.0	62.5	－	12.5

差別や嫌な思いをしたことがある人を対象に、どのような場所でそういった思いをしたかを聞いたところ、「買い物やレジャーなどの外出先」が４件、「病院などの医療機関」「住んでいる地域」が３件となっています。

図表 31　差別や嫌な思いをする(した)場所【障害児】

上段:件　下段:%

全体	学校	職場	病院などの医療機関	買い物やレジャーなどの外出先	住んでいる地域	仕事を探すとき
8	1	2	3	4	3	1
100.0	12.5	25.0	37.5	50.0	37.5	12.5
	住居を探すとき	施設や交通機関を利用するとき	情報の取得や利用が必要なとき	行政機関	その他	無回答
	－	1	－	2	1	1
	－	12.5	－	25.0	12.5	12.5

災害時におけるお子さんの援護について不安に感じることとしては、「お子さん自身で周囲に援助を求めることができない」「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「お子さんへの精神的な不可やストレス」「周囲にお子さんの障害を理解してもらえるのか不安」が５人、「迅速に非難することができない」が４人となっています。

図表 32　災害時におけるお子さんの援護について不安に感じること【障害児】

上段:件　下段:%

全体	投薬や治療が受けられない	補装具や日常生活用具が入手できない	補装具の使用が困難になる	周囲に助けてくれる人がいない
8	3	1	1	1
100.0	37.5	12.5	12.5	12.5
	お子さん自身で周囲に援助を求めることができない	迅速に避難することができない	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	お子さんへの精神的な負荷やストレス
	5	4	5	5
	62.5	50.0	62.5	62.5
	周囲にお子さんの障害を理解してもらえるのか不安	その他	特にない	
	5	－	1	
	62.5	－	12.5	

3　事業者アンケート

（1）調査概要

町内の障害のある人の状況や課題、および障害福祉サービスを提供する側の課題等を把握するため、町内に所在する障害福祉サービス事業所（3箇所）にアンケート調査を実施しました。

（2）主要意見

アンケートに記載いただいた意見の一部を抜粋して掲載します。なお、掲載内容は、意味が変わらない程度に文言・表現を変更している場合があります。

- グループホームや就労支援事業所などができ、以前よりサービスが充実した。
- 高齢化や人口減少などにより、介助者が確保できるか不安。親がみられなくなった後の生活の場の検討が必要。
- 相談支援事業所が町内にあるとよい。
- 社会資源の増設や地域との連携が必要。
- サービス事業所の職員不足。
- 障害福祉サービス事業所の情報提供があるとよい。

第3章　計画の基本目標

1　基本目標

障害の有無に関わらず、誰もがお互いを認め、地域住民同士が支え合う“地域共生社会”の概念が着目されています。近年の障害者総合支援法の改正においても、施設等の入所者への地域生活への移行・自立に向けた支援や就労支援など、地域社会で自立した生活をおくることができるようにする視点に重きが置かれています。

また、障害者差別解消法による国・地方公共団体等に対する合理的配慮[1]の義務化や、事業所に対する努力義務化など、障害のある人の地域生活の質をより高める仕組みが充実してきています。

このような背景から、南越前町においても、障害の有無に関わらず、誰もが身近な地域でいつまでも暮らし続けることができる、思いやりと支え合いのまちづくりを前提に、以下を本計画の基本目標としてさだめ、これを実現すべく様々な障害者施策・障害福祉サービスの充実を図ります。

障害がある・ないに関わらず
地域の中で想い合い・支え合い
いつまでも安心して暮らせるまち　南越前町

[1] 障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組みであり、実施に伴う負担が過重でないもの。

2　施策の柱

基本目標である「障害がある・ないに関わらず　地域の中で想い合い・支え合い　いつまでも安心して暮らせるまち　南越前町」を実現するため、以下のとおり障害者施策の柱を定めます。

これらの柱に基づき、具体的な事業を展開していきます。

1　想い合い･支え合いの心を育む

2　地域での活躍を促す

3　一人ひとりの輝く未来を開く

4　本人とその家族の健康と生活を守る

5　安心･安全な環境を創る

３　施策体系

基本目標

障害がある・ないに関わらず　地域の中で想い合い・支え合い
いつまでも安心して暮らせるまち　南越前町

施策の柱	具体的施策
１　想い合い・支え合いの心を育む	（１）広報・啓発活動の推進 （２）福祉教育の推進 （３）ふれあいと交流の場づくり （４）権利擁護の推進 （５）差別意識の解消
２　地域での活躍を促す	（１）ボランティア活動の促進 （２）就労支援施策の充実 （３）文化、スポーツ、レクリエーション活動の充実 （４）団体活動等の促進
３　一人ひとりの輝く未来を開く	（１）保育・教育の充実 （２）特別支援教育の推進 （３）進路指導体制の充実 （４）放課後の居場所づくり
４　本人とその家族の健康と生活を守る	（１）地域生活における一体的な支援 （２）相談・情報提供の充実 （３）経済的支援の充実 （４）障害福祉サービス・障害児福祉サービスの充実 （５）居住支援の充実 （６）障害の発生予防 （７）障害の早期発見・早期療育 （８）医療・リハビリテーションの充実 （９）保健・医療サービスの連携と充実
５　安心・安全な環境を創る	（１）バリアフリーのまちづくり （２）情報バリアフリーの推進 （３）住宅・生活環境の整備 （４）移動・交通手段の整備 （５）防災・防犯対策の推進

第４章　具体的施策内容

施策の柱１　想い合い・支え合いの心を育む

現状と課題

アンケートの結果では、差別を受けたり嫌な思いをしたことが“ある”人が15.9%、災害時に近所に助けてくれる人が「いない」が 17.7%など、地域における理解や支え合いの体制は未だ十分とは言えない状況となっています。

方向性・考え方

障害のある人が地域の中で暮らしていくためには、住民の障害に対する正しい理解や、支え合いの心が欠かせません。広報や福祉教育、交流機会の創出などを通じて、住民に対する啓発を進めます。また、権利擁護や差別解消のための体制整備・理解浸透に努めます。

施策の内容

（１）広報・啓発活動の推進

●広報紙、ホームページ等の活用による意識啓発

町や社会福祉協議会の広報紙やパンフレット、ホームページ等の広報媒体を活用し、障害や障害のある人について理解を深めるための啓発活動を推進します。

●「障害者週間」等の周知

「障害者週間」（12 月３日～12 月９日）や「人権週間」（12 月４日～12 月 10 日）の認知度を高め、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。

●イベント等における啓発活動の推進

町内で実施される各種イベント等の場で、障害や障害のある人に対する理解促進や啓発活動の推進に努めます。

（２）福祉教育の推進

●学校等における福祉教育の推進

各学校で実施されている福祉体験学習や体験活動などを通じ、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。

●生涯学習における福祉教育の推進

障害のある人を取り巻く問題を含めた人権に対する理解と認識を高めるため、生涯学習等における学習機会の充実を図ります。

（３）ふれあいと交流の場づくり

●地域での声かけ・見守りの促進

地域住民と障害のある人やその家族が顔なじみになり、些細な困りごとなどを相談できる関係性と相互理解が進むよう、近隣住民との声かけや見守りの促進を行います。

●交流機会の確保

ノーマライゼーションの理念を地域に定着させるため、地域において日常的に交流が図れる場づくりを行います。

●各種イベントの実施・支援

障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、さまざまな人が参加・交流できるイベントを実施・支援します。

●地域共生社会の実現

障害のある人や高齢者、子どもを含め、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、地域住民や社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア、行政など、あらゆる機関が主体性を持って協働し、助け合う「地域共生社会」の実現を目指します。

（４）権利擁護の推進

●日常生活自立支援事業の推進

社会福祉協議会が推進する日常生活自立支援事業について支援し、制度の浸透に努めます。

●成年後見制度の利用促進

認知症、知的障害及び精神障害等を理由として判断能力が不十分な人の権利を守ることができるよう、成年後見制度の普及・啓発を図ります。

●障害のある人に対する虐待の防止

障害のある人に対する虐待を未然に防止、また早期発見のため、虐待を発見した時の通報義務等の広報啓発を図るとともに、関係機関と連携し、虐待を受けた障害のある人の保護等を適切に行える体制を整備します。

（５）差別意識の解消

●障害者差別解消法の周知

役場内掲示や広報、ホームページ等を活用し、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法に関する周知・啓発に努めます。また、役場内については、障害のある人に対する合理的配慮の提供体制の確保に努めます。

●合理的配慮の促進

町内事業所に対して、合理的配慮の必要性を訴求するための広報・啓発活動を充実します。

施策の柱２　地域での活躍を促す

現状と課題

アンケートの結果では、平日日中「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている（就労継続支援Ａ型を含まない）」と回答した方が 9.3%、それ以外の人の中でも今後就労意向の有無について「就労したい」と回答した方が 18.7%となっています。就労だけでなく、ボランティアや地域活動などの参画を含め、地域での活躍ができる環境づくりが必要です。

方向性・考え方

障害のある人でも地域社会の中で活躍でき、生きがいを持てる生き方を選択できるように環境整備を進める必要があります。ボランティアや就労機会の拡充・支援、レクリエーションや団体活動など、社会の様々な場面で障害があっても力を発揮できる場づくりを支援します。

施策の内容

（１）ボランティア活動の促進

●ボランティア活動への支援

社会福祉協議会との連携のもと、情報の提供や人材育成、団体間のネットワークづくり等、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行います。

●ボランティア講座の実施

社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、各種ボランティア養成講座において、参加者の募集や場の確保に関する支援を実施します。

（２）就労支援施策の充実

●就労に関する相談体制の充実

障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報提供が行えるよう、県、公共職業安定所、特別支援学校や学校、障害福祉サービス提供事業所、行政などにおける連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

●就労支援体制の強化

県、公共職業安定所、特別支援学校や学校、障害福祉サービス提供事業所、行政など、労働・福祉各関係機関との連携強化を図ります。

●障害者雇用促進法の周知

役場内掲示や広報、ホームページ等を活用し、障害者雇用促進法や障害者雇用に関わる助成制度等の周知を図ります。

●一般企業等への啓発・雇用拡大の促進

公共職業安定所等と連携しながら意識啓発を推進するとともに、職親委託制度等の活用を促進し、障害のある人の一般企業等における雇用を促進します。

●就労支援事業等の推進

雇用に基づく就労期間の提供や一般企業への雇用に向けた支援等を行う「就労移行支援事業」「就労継続支援事業」を推進します。

●ジョブコーチなど就労支援の推進

障害のある人が働く場において、雇用の前後を通じ障害のある人と事業所の双方を支援するジョブコーチ等の周知を図り、利用の促進を図ります。

●トライアル雇用の促進

事業所に対して障害のある人を一定期間試行雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。

（３）文化、スポーツ、レクリエーション活動の充実

●文化・芸術活動の推進

障害のある人や障害者団体などによる、文化・芸術活動への取り組みを支援します。また、講演会や芸術活動等においては、手話通訳・要約筆記などのボランティアを派遣するなど、参加しやすい環境づくりに努めます。

●障害者スポーツの推進

障害のある人を含むすべての人が、容易に運動施設を利用し、スポーツに参加できるよう、障害者スポーツ等を推進します。

（４）団体活動等の促進

●障害のある人自身の参加促進

障害のある人自身に対し、団体活動や地域活動等への積極的な参加を促します。

●障害者団体等への支援

各障害者団体等の主体性を尊重しながら、情報提供やネットワークづくりなどを通じ、活動を支援します。

施策の柱３　一人ひとりの輝く未来を開く

現状と課題

障害のある子どもの保護者へのアンケートでは、今後利用したいサービスとして「就労に必要な知識や能力訓練や、就労機会の提供を行うサービス」と回答した方が多くなっています。子どもとその保護者のニーズを踏まえた支援体制の整備が求められます。

また、障害による差別や嫌な思いをした回答者もおり、差別解消への取り組みが必須です。

方向性・考え方

障害のある子どもとその家族は、地域社会で生活する中で様々な困難に直面することが多い可能性があります。これらの困難の障壁を下げ、生活しやすい地域づくりを行うことが障害者施策に求められます。

幼児の段階から発達に応じた保育・教育を推進するとともに、特別支援教育や放課後の居場所づくりの充実など、障害のある子どもの成長とその家族の支援体制の整備を推進します。

施策の内容

（１）保育・教育の充実

●保育・教育の充実

障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育・教育が受けられるよう・受け入れ体制の整備、教職員や保育士の専門性の向上、保育・教育内容の充実を図ります。

●就学指導の充実

保護者をはじめ保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学指導に努めます。

●教育相談の充実

保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障害のある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、教育相談の充実を図ります。

●療育事業の充実

障害のある子どもが、状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう、児童発達支援事業や放課後等デイサービスなどにおける療育事業を充実します。

●発達支援ファイルの作成・活用

障害の早期発見から適切な治療、教育支援、就労へと一貫した支援に結びつけられるように、障害のある子どもの状態や治療歴などが記入された発達支援ファイルを作成し、効果的な活用を図ります。

●学校生活におけるバリアフリー

障害のある子どもの学習環境を整えるため、施設のバリアフリー化に努めます。また、障害のある子どもとない子どもの心理的バリアを解消するため、ともに学び、ふれあう機会を設けます。

（２）特別支援教育の推進

●特別支援教育の推進

身体・知的障害、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の発達障害により、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。

●教職員研修の充実

特別支援教育について、教職員の研修等への参加を促進し、指導力の向上を図ります。

（３）進路指導体制の充実

●進路指導の充実

一人ひとりの適正に応じた進路指導を行うため、就労などに関する施設・機関や教育機関などとの連携を強化します。

（４）放課後の居場所づくり

●放課後等デイサービスの推進

生活能力向上のための訓練等の実施や居場所づくりを行う放課後等デイサービスを周知します。また、利用希望を満たせるよう、必要な支援を行います。

●放課後児童クラブの充実

職員研修や事例検討を通じて、障害について理解し適切な育成支援に努めます。

施策の柱４　本人とその家族の健康と生活を守る

現状と課題

アンケートの結果では今後利用したい障害サービスとして「日常生活を支援する用具（杖、車いす、ストマ用装具など）を提供するサービス」や、「介護者の病気などの際、一時的に施設などで短期間入所するサービス」と回答した方が多くなっています。このような障がいのある人やその家族の福祉サービス等に対するニーズを注視し、充足することが求められます。

方向性・考え方

障害のある人が地域の中で暮らし続けることができるようにするため、各種障害福祉サービスの充実や医療・保健事業の充実を図ります。また、障害のある本人やその家族の生活を支えることができるよう、相談支援体制の整備や経済的支援の充実を図ります。

施策の内容

（１）地域生活における一体的な支援

●地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点は、障害のある人の重度化・高齢化等に対応する、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。平成 32 年度末までの設置を目指し、圏域での調整を行います。

（２）相談・情報提供の充実

●身近な地域における相談機能の強化

身体障害者・知的障害者相談員や民生委員児童委員などの協力のもと、障害等の問題について身近な地域での相談機能の強化を図ります。

●町職員による相談体制の充実

町保健福祉課や各総合事務所において、保健、医療、福祉間で連携を図りながらきめ細かな相談支援体制の充実に努めます。また、より専門的な相談にも対応できるよう、相談を受ける職員の専門性の向上と、専門的人材の確保・育成に努めます。

●専門的な相談体制の充実

民間の相談支援機関や県総合福祉相談所をはじめ、関係する専門的な相談機関との連携を強化し、適切な相談支援機関へとつなげる体制を整備します。

●障害の種類に配慮した情報伝達手段の充実

障害のある人が多様な広報媒体を利用しやすいよう、コミュニケーション支援事業として点字や声による案内、手話通訳者や点訳・朗読・手話・要約筆記奉仕員等の派遣などにより、障害の種類に配慮した情報伝達手段の充実を図ります。

（３）経済的支援の充実

●各種障害者手当等の支給

「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」、「特別児童扶養手当」等の各種手当・年金等の受給に関する支援を行います。

●経済的負担の軽減

障害のある人に対する税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図り、経済的負担を軽減します。また、障害者総合支援法によるサービス利用料の低所得者の負担軽減を検討します。

（４）障害福祉サービス・障害児福祉サービスの充実

●障害者総合支援法・児童福祉法の周知

利用者が適切なサービス利用ができるよう、障害者総合支援法・児童福祉法の周知に努めます。

●地域生活支援事業の推進

「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」等の地域生活支援事業を実施し、障害のある人や介助者の地域生活を支援します。

●介護給付にかかるサービスの推進

障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付にかかる各サービスの提供と基盤整備を進めます。

●訓練等給付にかかるサービスの推進

障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、訓練等給付にかかる各サービスの提供と基盤整備を進めます。

●児童福祉法に基づく給付にかかるサービスの推進

障害のある子どもの発達と家族の生活を支援するため、児童福祉法に基づく給付にかかる各サービスの提供と基盤整備を進めます。

●補装具給付事業の実施

障害のある人の身体機能を補完または代替するため、補装具の給付を行います。

（５）居住支援の充実

●グループホーム等の推進

障害のある人の地域生活を支援するため、グループホームなどの居住支援サービスを推進します。

（６）障害の発生予防

●健康づくりの推進

幼児期から高齢期までの、年代ごとの課題に応じた心身の健康づくりを推進するとともに、健康教室・健康相談等を通して正しい知識の普及を行い、健康の保持・増進を図っていきます。

●こころの健康づくりの推進

こころの健康に関心を持ち、適切な対策を講じることができるよう、情報提供・啓発の充実とともに、こころの問題を抱えた際に利用できる相談窓口を広報等で周知します。

（７）障害の早期発見・早期療育

●母子保健事業の推進

障害の原因となる疾病等を予防するとともに、発達障害を含めた障害のある子どもを早期に発見するため、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の充実を図ります。

●健康診査・がん検診の受診促進

疾病および障害の発生を未然に防ぐとともに、早期発見につながるよう、特定健康診査、特定保健指導を実施します。また、各種がん検診の受診率の向上に努めます。

●訪問指導の充実

在宅の障害のある人の健康づくりと疾病等の早期発見と適切な対応に向け、訪問指導の充実に努めます。

（８）医療・リハビリテーションの充実

●医療費助成制度の実施

障害者自立支援法による、自立支援医療の給付を実施します。

●難病・高次脳機能障害への支援

難病や高次脳機能障害など、専門性の高い支援が必要な人に対し適切な支援を行えるよう、県や関係機関と連携を強化します。

●健康診査、各種がん検診の推進

健康診査、各種がん検診の実施により、障害の原因となる生活習慣病等の早期発見、早期治療に努めます。

（９）保健・医療サービスの連携と充実

●総合的な支援体制の構築

介護保険事業の中で確立されている保健、医療、福祉間の連携・協力体制を活用し、地域に密着した支援体制の構築に努めます。また、特に町内の各診療所やその他民間医療機関等との連携を強化していきます。

施策の柱５　安心・安全な環境を創る

現状と課題

アンケートの結果では、外出時の困りごととして、「道路や駅に階段や段差が多い」と回答した方が３割を超えており、バリアフリー環境の整備の必要性が伺えます。また、災害時に対して不安に思うことでは、「迅速に避難することができない」「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が４割を超えており、災害時対策が課題といえます。

方向性・考え方

どのような障害の種別であっても、安心して・安全に住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、バリアフリーや生活・交通環境の充実を図ります。

また、災害時における障害のある人などの避難を迅速に支援し、安全な避難場所を提供できるよう、町内の防災体制を充実します。

施策の内容

（１）バリアフリーのまちづくり

●公共施設のバリアフリー化の推進

ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人が利用しやすいよう、公共施設等のバリアフリー化を計画的に推進します。

●民間施設への啓発

障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」や「福井県福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。

（２）情報バリアフリーの推進

●障害特性に応じた情報バリアフリーの推進

町ホームページのアクセシビリティの向上や点訳・音訳による資料提供、ＳＰコードの導入等の情報支援機器の整備を図ることにより、情報バリアフリーを推進します。

●意思疎通支援事業の充実

手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を推進するとともに、新たな人材確保と育成に努めます。

（３）住宅・生活環境の整備

●公営住宅の整備

障害のある人をはじめ、誰もが地域で安心・快適に暮らすことができるよう、公営住宅等におけるバリアフリー化を進めます。

●住宅改修への支援

手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。

（４）移動・交通手段の整備

●道路など交通環境の整備

障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線などの誘導ラインや点字ブロックの設置を行うなど、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努めます。また、道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善に努めます。

●公共交通機関の整備

コミュニティバスや福祉バスについて、低床バス等の導入に向けた検討を進めるなど、障害のある人を含むすべての人が利用しやすいよう、周辺環境のバリアフリー化を図ります。

●自動車運転免許取得・改造助成事業の実施

自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障害のある人の社会参加をより一層支援します。

（５）防災・防犯対策の推進

●地域防災体制の確立

区長会を中心とし、民生委員児童委員や各種団体等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみの防災体制の確保を図ります。

●災害時の情報伝達システムの充実

災害時にとどまらず、町民全体の保護の必要性が生じた場合など、状況に応じ、必要な情報を提供できるよう、既存システムの維持・更新、充実を図ります。

●災害時要援護者の避難支援体制の充実

「南越前町災害時要援護者避難支援計画」に基づき、日ごろから災害に関する情報等の伝達を速やかに行い、緊急時でも効果的な支援活動が行えるよう体制を整備します。

●地域防犯体制の確立

判断能力が不十分な人などの被害を未然に防ぐため、悪徳商法等についての情報提供等に取り組むとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。また、警察や区長会、その他関係機関等との連携のもと、地域ぐるみで防犯体制の確立をめざします。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の目標値

1　本計画で定める障害福祉サービス等の体系図

給付の種類	サービス区分		サービスの種類
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護
			重度訪問介護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
			同行援護
			療養介護
			生活介護
			短期入所
			施設入所支援
		訓練等給付	自立訓練（機能訓練）
			自立訓練（生活訓練）
			就労移行支援
			就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）
			就労定着支援【新設】
			自立生活援助【新設】
			共同生活援助（グループホーム）
		相談支援	基本相談支援
			計画相談支援
			地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
	自立支援医療費		自立支援医療
	補装具費		補装具の給付
地域生活支援事業	必須事業		理解促進研修・啓発事業
			自発的活動支援事業
			相談支援事業
			成年後見制度利用支援事業
			成年後見制度法人後見支援事業
			意思疎通支援事業
			日常生活用具給付等事業
			手話奉仕員養成研修事業
			移動支援事業
			地域活動支援センター機能強化事業
	任意事業		日中一時支援事業
			知的障害者職親委託制度
			自動車運転免許取得・改造助成事業
			福祉ホームの運営事業
【障害児福祉計画】 児童福祉法に基づく給付			児童発達支援
			放課後等デイサービス
			保育所等訪問支援
			医療型児童発達支援
			障害児相談支援
			居宅訪問型児童発達支援【新設】

2　障害福祉サービス等の成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値の設定にあたっては、平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上の人が地域生活に移行するとともに平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とします。

本町では、以下のとおり目標設定し、達成に向けた支援を実施します。

図表 33 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成 28 年度末の施設入所者数	45 人	平成 29 年 3 月末実績
【目標値】 平成 32 年度末における地域生活移行者数	5 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上の人が地域生活へ移行
※平成 32 年度末までの新規入所見込み数	4 人	-
【目標値】 平成 32 年度末の施設入所者数	44 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度末までに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。なお、設置単位は本町単独での設置が困難な場合、近隣市町との共同設置も含めて検討します。

（3）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点は、障害のある人の重度化・高齢化等に対応する、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。この地域生活支援拠点等の整備について、平成 32 年度末までの設置を目指し、圏域での調整を行います。

図表 34　地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等	1 か所	平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする

（4）福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とします。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率の目標を設定します。就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の２割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指すものとします。

なお、目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とします。

図表 35 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成 28 年度中の一般就労移行者数	０人	平成 28 年度、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 平成 32 年度中の一般就労移行者数	１人	平成 28 年度の一般就労移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする

図表 36 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成 28 年度中の就労移行支援事業の利用者数	５人	数値については平成 29 年３月末時点
【目標値】 平成 32 年度中の就労移行支援事業の利用者数	６人	平成 28 年度末における利用者数の２割以上増加
【目標値】 平成 32 年度末における就労移行支援事業所数	２か所	―
【目標値】 平成 32 年度における就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所数	１か所	就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指す

（５）一般就労への職場定着率

就労移行支援等を利用後に一般就労した障害のある人のその後の生活面の支援を行い、職場定着につなげるために平成 30 年度から始まるサービスが就労定着支援です。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率に係る目標を設定します。目標は、就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上とすることを基本とします。

図表 37　一般就労への職場定着率

項目	数値	備考
【目標】 就労定着支援事業開始から１年後の職場定着率	80%	１年後の職場定着率８割以上を基本とする

（６）障害児支援の提供体制の整備等　障害児福祉計画

①　児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障害のある子どもや家族への支援、保育園・幼稚園などの障害のある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。これの整備について、町内のニーズを把握しつつ、平成 32 年度末までの設置を基本として圏域での調整を行います。

② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

設置された児童発達支援センターによる保育所等訪問支援などにより、平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた調整を図ります。

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置することについて、圏域での設置を含めて検討します。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することについて、圏域での設置を含めて検討します。

（７）自立支援給付の見込量

訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的に供給体制の充実を図ります。

①　訪問系サービス

訪問系サービスでは、障害のある人が在宅での生活を継続していくことができるよう、提供体制の充実を図る必要があります。

■サービスの概要

サービス名	内　容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、１人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障害により、１人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。

■数値目標　（単位：1月あたり）

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	人	3	3	3	3	3	3
	時間	27	26	24	27	27	27
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	1
	時間	0	0	0	0	0	150
行動援護	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	10	10	10
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	1
	時間	0	0	0	0	0	150
同行援護	人	0	0	0	0	0	1
	時間	0	0	0	0	0	10

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、アンケート結果やニーズに基づき、サービス提供を行います。
- サービスの内容や利用方法を周知するなど、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込み量を提供できる体制を確保します。

②　日中活動系サービス

平成 30 年４月施行となる障害者総合支援法の一部改正で、日中活動系サービスの一つとして、就労定着支援が創設されました。

日中活動系サービスについては、障害のある人の就労・自立を促す重要なサービスであり、ニーズも高い状況です。就労系サービスは増加していますが、その他ニーズに対応できていないサービスについては、事業者の参入の促進等により充実した提供体制の整備を進めます。

■サービスの概要

サービス名	内　容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間施設で介護を行います。
自立訓練(機能訓練)	対象:身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練・宿泊型自立訓練)	対象:知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。 雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労に伴う生活面上の多様な課題に対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

■数値目標　　（単位：1月あたり）

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人	4	2	2	2	2	2
生活介護	人	52	48	48	50	51	52
	人日	1,075	977	967	1,000	1,020	1,040
短期入所	人	3	2	2	2	2	2
	人日	8	8	7	8	8	8
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	5
自立訓練(生活訓練)	人	2	5	4	5	5	5
	人日	37	58	40	50	50	50
就労移行支援	人	4	8	5	6	7	8
	人日	82	165	102	120	140	160
就労継続支援(A型)	人	23	23	21	22	23	24
	人日	473	502	416	440	460	480
就労継続支援(B型)	人	26	24	26	27	28	29
	人日	440	432	433	459	476	493
就労定着支援	人				0	0	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、アンケート結果やニーズに基づき、サービス提供を行います。
- 地域移行への促進や障害児サービスからの移行に伴う、具体的な障害特性や新たな利用者のニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 一人ひとりの障害特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障害のある人が安定した就労生活を継続できるよう定着に向けた就労生活の支援を行います。
- ニーズに合った見込量の確保のため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

③　居住系サービス

平成 30 年４月施行となる障害者総合支援法の一部改正で、居住系サービスの一つとして、自立生活援助が創設されました。

グループホームは、福祉施設からの地域移行促進のためにも重要な社会資源であり、必要な方にサービスを提供できるよう、ニーズの把握・充足に努めます。

■サービスの概要

サービス名	内　容
自立生活援助	施設やグループホームから居宅において自立した日常生活を営むことを支援するため、定期的な巡回や相談援助を行います。
共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

■数値目標　（単位：1月あたり）

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人				0	0	1
共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	人	6	8	6	7	8	9
施設入所支援	人	41	41	39	39	38	37

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、アンケート結果やニーズに基づき、サービス提供を行います。
- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障害のある人が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。
- グループホームは障害のある人が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後、より一層設置の促進の実現に取り組みます。
- ニーズに合った見込量の確保のため、町内及び近隣市のサービス提供事業者と連携を図ります。

④　相談支援

障害のある人のサービスの利用や地域移行に関わる相談支援を行い、障害のある人の生活の質の向上を図ります。

■サービスの概要

サービス名	内　容
計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

■数値目標　（単位：1月あたり）

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	112	115	112	115	116	117
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、アンケート結果やニーズに基づき、サービス提供を行います。
- 相談支援事業所や関係機関との連携を強化することで、障害のある人の相談支援体制を充実します。
- 対応困難事例にも対応できるよう専門的な相談支援体制の充実を図ります。

⑤　障害児支援（児童福祉法に基づくサービス）　障害児福祉計画

障害児福祉計画として、「児童福祉法」に基づく下記サービスを見込みに定めたとおり提供することを目指します。

また、居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年４月施行の児童福祉法一部改正により新たに創設されたサービスです。

今後、新たなサービスの提供に向けた体制を調整していきます。

■サービスの概要

サービス名	内　容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。
医療型児童発達支援	各障害に応じた専門的な訓練や医療的ケアを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により外出が著しく困難なため、児童発達支援等を利用できない児童の自宅を訪問して、発達支援を行います。

■数値目標　　（単位：1月あたり）

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人	1	2	1	1	1	1
	人日	1	3	3	2	2	2
放課後等デイサービス	人	8	5	6	7	8	9
	人日	90	55	82	91	104	117
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	1
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	7
障害児相談支援	人	11	8	10	10	11	12
居宅訪問型児童発達支援	人				0	0	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、アンケート結果やニーズに基づき、サービス提供を行います。
- 障害のある子どもの療育的支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実に向けた取り組みを進めます。
- 18歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、サービス提供体制を整えます。

（８）地域生活支援事業の見込量

障害のある人が、有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。

①　必須事業

■サービスの概要

サービス名	内　容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障害及び精神障害等を理由として判断能力が不十分な人を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障害者等との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進に係る啓発等を行います。

■数値目標　　（単位：年間あたり）

サービス名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業		回	0	0	0	0	0	1
自発的活動支援事業		回	0	0	0	0	0	1
相談支援事業		か所	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業		人	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		人	0	0	0	0	0	1
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件	0	0	0	1	1	1
	要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付等事業		件	156	136	187	200	210	220
手話奉仕員養成研修事業		人	0	0	0	0	0	1
移動支援事業		人	1	1	1	2	2	2
		時間	20	29	32	60	60	60
地域活動支援センター機能強化事業		か所	4	4	4	4	4	4

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、アンケート結果やニーズに基づき、サービス提供を行います。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 地域社会への障害者差別解消に向け、さらなる啓発を推進します。

②　任意事業

その他の地域生活支援事業として、日中一時支援事業、知的障害者職親委託事業等を実施しています。

■サービスの概要

サービス名	内　容
日中一時支援事業	障害者に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障害者及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。
知的障害者職親委託事業	職親委託事業は、知的障害者に理解のある職親の下で、仕事をしながら生活・職業訓練を行うことを委託する事業です。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が、普通運転免許を取得した場合、その取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障害者が自動車のハンドル及びアクセル・ブレーキの一部を改造する必要がある場合、その費用の一部を助成します。
福祉ホームの運営事業	障害者が住居を求めている場合、定額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設を提供します。

■数値目標　　（単位：年間あたり）

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	か所	7	7	7	7	7	7
	人	11	9	18	18	18	18
知的障害者職親委託事業	人	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得助成事業	人	0	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業	件	0	0	0	1	1	1
福祉ホームの運営事業	件	1	1	1	1	1	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、アンケート結果やニーズに基づき、サービス提供を行います。
- 障害のある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

第6章 推進体制

1　町民・事業者・地域等との協働の推進

障害に関する各種団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO 等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

2　個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援の実施

障害のある人への理解の促進に努め、地域でささえていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図っていきます。

3　計画の達成状況の点検および評価

前期計画に引き続き、計画の実行性を高め、より効果的な施策を推進していくため、PDCA（計画−実行−評価−改善）サイクルに基づく計画の進捗評価を行っていきます。

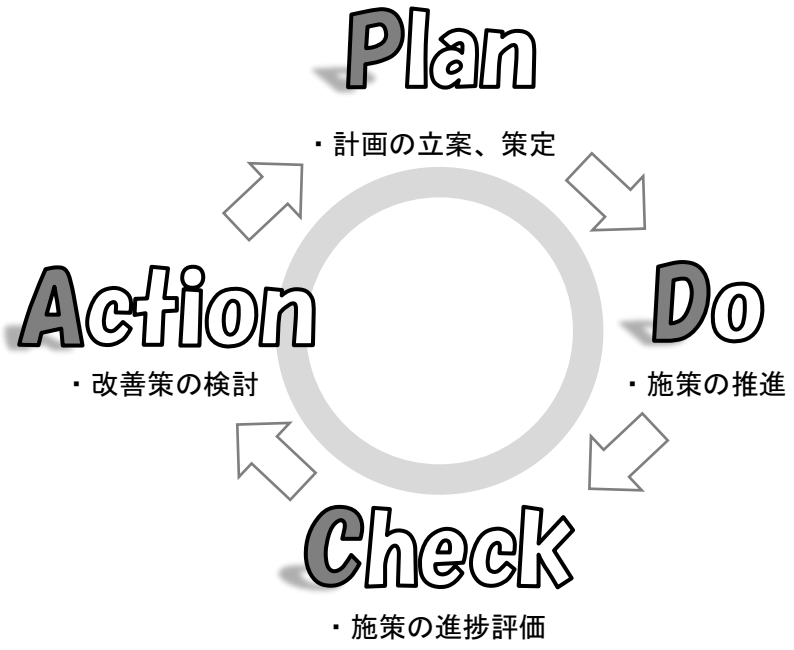

資料編

1　策定経過

年月日	内容
平成 29 年８月 21 日	第１回　南越前町障害者計画等策定委員会 ・計画策定の概要について ・アンケート調査について ・今後のスケジュールについて
平成 29 年９月 13 日～ 平成 29 年９月 30 日	アンケート調査の実施 「南越前町第３次障害者計画および第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」の策定を目的とし「福祉に関するアンケート」を、障害者手帳所持者 753 人を対象に実施。
平成 29 年 12 月８日～ 平成 29 年 12 月 22 日	事業所アンケート調査の実施 「南越前町第３次障害者計画・第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」の策定を目的とし町内の事業所にアンケート調査を実施
平成 30 年１月 31 日	第２回　南越前町障害者計画等策定委員会 ・アンケート調査の結果報告 ・計画素案の検討・承認
平成 30 年３月１日	答申

2　南越前町障害者計画等策定委員会設置要綱

南越前町告示第３８号

（設置）
第１条　障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第３号に規定する第３次南越前町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第１項に規定する第５期南越前町障害福祉計画（以下「計画等」という）の策定に当たり、障害のある町民が住み慣れた身近な地域で安心して自立した暮らしができる障害福祉の推進を目的として、南越前町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。
（1）計画等の策定に関すること。
（2）その他総合的な障害福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。
（委員の構成）
第３条　委員会は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年３月 31 日までとする。
２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
３　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。
（その他）
第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則
（施行期日）
１　この告示は、平成 29 年８月１日から施行する。
（この告示の失効）
２　この告示は、平成 30 年３月 31 日限り、その効力を失う。

3　南越前町障害者計画等策定委員名簿

職　名	氏　　名	備　　考
委 員 長	松浦　冨士雄	南越前町身体障害者連合会　会長 南条身体障害者協会　会長
副委員長	今村　ゆみ子	南越前町民生委員児童委員協議会　会長
委　　員	細川　　泰司	南越前町社会福祉協議会　事務局長
	富山　　巖	南越前町身体障害者連合会　副会長 今庄身体障害者福祉協会　会長
	濵本　　一人	南越前町身体障害者連合会　副会長 河野身体障害者協会　会長
	小林　　寿夫	南越前町ひまわり会　会長
	飯田　　利宗	福井県丹南健康福祉センター　武生福祉保健部長
	青木　　輝美	ＮＰＯ法人　はす工房花里音　所長

敬称略・順不同

南越前町

第３次障害者計画および

第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画

発行：南越前町　保健福祉課

発行年月：平成 30 年 3 月

住所：〒919-0292　福井県南条郡南越前町東大道 29-1
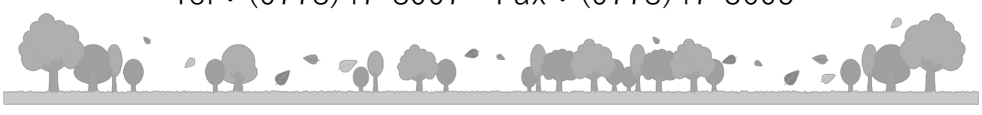
Tel：(0778)47-8007　Fax：(0778)47-3605